

「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

宮城県保健福祉部 子育て支援課

はじめに

現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

こうした中、子どもおよび子育て家庭に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、この法律と、関連する法律に基づき、消費税の引き上げによる増収分を活用して、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくものです。

平成27年4月から本格スタートした新制度について、主なポイントをご紹介します。

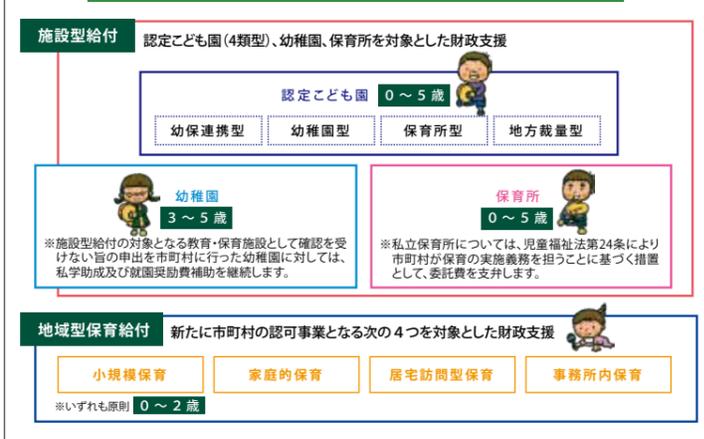
「施設型給付」「地域型保育給付」の創設

これまで認定こども園、幼稚園および保育所に対しては、それぞれ財政支援が行われてきましたが、新制度では「施設型給付」が創設され、3つの施設に対する財政支援の仕組みが共通化されました。(図1参照)

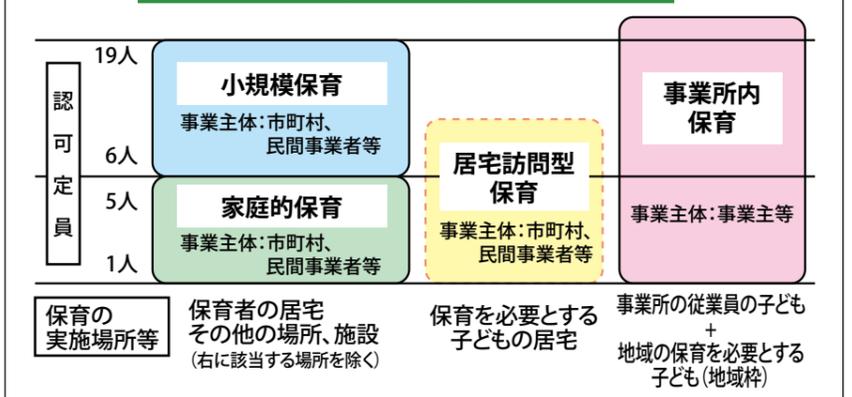
また、喫緊の課題となっている待機児童の解消を図るとともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するため、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育の4つの事業が、新たに地域型保育として市町村の認可事業となり、これらの事業に対し財政支援を行う「地域型保育給付」も創設されています。(図1、図2参照)

なお、私立幼稚園については、設置者の判断により、「施設型給付」を受けずに、これまでどおり私学助成を受けることもできます。

新制度における財政支援の仕組み <図1>



地域型保育事業の位置付け <図2>



認定こども園制度の改善

認定こども園は平成18年に創設されましたが、認定こども園になってからも、幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法、それぞれに基づいた認

可・指導監督が行われ、また、財政支援もそれぞれ行われており、このことによる事務の煩雑さが普及を妨げる要因の一つとなっていました。

新制度では、認定こども園の4類型のうち、幼保連携型認定こども園が改善され、学校および児童福祉施設として一の認可の仕組みとなり、指導監督や財政支援についても一本化され、事務手続きの簡素化が図られました。(図3参照)

県では、幼稚園および保育所の機

利用手続きおよび保育料

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育など地域型保育の利用を希望する保護者の方に、市町村において三つの区分の認定を受けていただくこととなります。(図4参照)

また、利用に係る保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となり、認定を受けていただくこととなります。(図4参照)

地域の実情に応じた子育て支援の充実

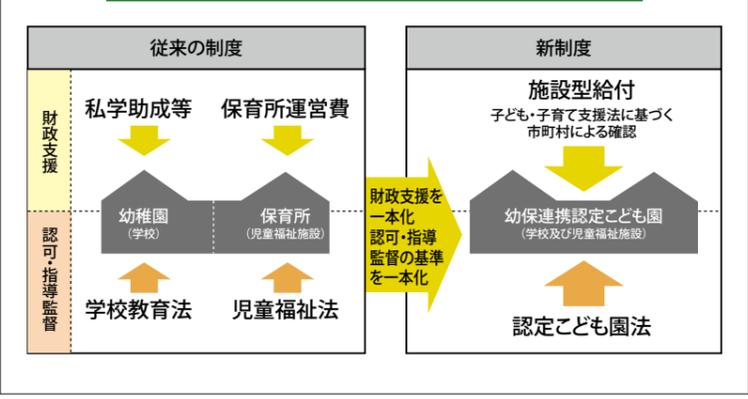
新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。また、家庭に合った支援が受けられるよう、「利用者支援事業」が創設されています。

市町村が実施主体

新制度の取組みは、住民にもっと

県では、「次世代育成支援対策推進法」および「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「みやぎ子ども・子育て幸福計画 第1期」を策定しました。この計画は、みやぎの将来を担う子どもへの健全育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進していくため、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にしたものです。今後、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消など、子ども・子育て支援対策の充実に取り組みまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

幼保連携型認定こども園の比較<図3>



新制度における3つの認定区分 <図4>

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育